

# 適正な下水道使用料の在り方について

—下水道事業の経営改善に向けて—

酒々井町上下水道課

# 下水道事業とは

## ◎目的

「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共水域の水質の保全に資することを目的とする。」（下水道法第1条抜粋）

## ◎位置づけ

下水道事業は「公営企業」（地方財政法第6条 地方財政法施行令第46条）

## ◎公営企業とは

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業  
（例 水道事業 病院 交通 宅地造成など）

# 公営企業の経営

- 公営企業は、一定の財貨又はサービスを継続的に住民に提供すること目的としており、その供給には当然一定の経費が必要となります。このような経費は、事業によって供給される財貨又はサービスを受ける者が、その対価として受益の程度に応じて負担することになります。このように公営企業は、受益者が負担する額のみをもって、その経費をまかない、自足的に事業を継続していくという**独立採算制が基本原則**とされています。ただ、公営企業には本来採算をとることが困難な事業でも、公共的な必要性から採算性を無視しても実施しなければならない場合があります。このような事業に要する経費を公営企業が負担することは不相当と考えられています。
- このような考え方から、公営企業については、受益者負担の原則になじまない経費について独立採算制の枠からはずして、公営企業の設置者たる地方公共団体が**一般会計等において負担すべきもの**とされています。
  1. その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（法第17条の2第1項第1号経費）
  2. 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（法第17条の2第1項第2号経費）

# 下水道事業の経営原則

## ◎雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、「**雨水公費・汚水私費**」が原則

- ・「**雨水公費**」とは、雨水の排除に要する経費については、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担することが原則
- ・「**汚水私費**」とは、汚水は**原因者や受益者**が明らかことから、**私費（使用料）**により負担することが原則

※ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い**高度処理の経費**や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担する。（地方公営企業法第17条の2 経費負担の原則）

# 使用料見直しの要因が生じている！

# 経営状況分析 1

## ◎経常的に損失が生じている！

### ▼※<sup>1</sup>経常収支比率

{総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還)} の状況

### ※<sup>2</sup>【公共下水道】 酒々井町 類似団体平均

令和4年度	86.57 %	未発表 %
令和3年度	81.62 %	106.22 %
令和2年度	82.30 %	106.50 %

### ※<sup>3</sup>【特定環境保全公共下水道】

令和4年度	88.64 %	未発表 %
令和3年度	81.39 %	104.11 %
令和2年度	82.30 %	102.70 %

## ◎経費を使用料で賄えていない！

### ▼※<sup>4</sup>経費回収率

(下水道使用料 ÷ 汚水処理費) の状況

### 【公共下水道】 酒々井町 類似団体平均

令和4年度	73.25 %	未発表 %
令和3年度	69.85 %	90.17 %
令和2年度	71.93 %	88.25 %

### 【特定環境保全公共下水道】

令和4年度	74.04 %	未発表 %
令和3年度	69.30 %	82.53 %
令和2年度	72.32 %	82.88 %

※<sup>1</sup>経常収支比率 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているか示す指標 100%未満は損益となっている。 ※<sup>2</sup>公共下水道 市街化区域内に設置された下水道 ※<sup>3</sup>特定環境保全公共下水道 生活環境の改善等を目的とした市街化区域外に設置された下水道 ※<sup>4</sup>経費回収率 汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度 100%未満は使用料で汚水処理を賄えていない。

# 使用料見直しの要因が生じている！

# 経営状況分析 2

## ◎累積損益（赤字）が多額！

### ▼※<sup>5</sup>累積欠損金比率

{当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益)}  
の状況

【公共下水道】	酒々井町		類似団体平均	
令和4年度	165.36	%	未発表	%
令和3年度	150.49	%	18.01	%
令和2年度	120.18	%	18.36	%
【特定環境保全公共下水道】				
令和4年度	124.83	%	未発表	%
令和3年度	147.14	%	46.91	%
令和2年度	120.19	%	48.20	%

## ◎基準外の繰入金は見込めない

### ▼基準内繰入と基準外繰入

#### 【基準内繰入】

地方公営企業法の規定により、国が下水道事業の経費のうち一般会計が負担すべきとした費用の基準（繰入基準）総務省通知に基づき実施される繰入金

#### 【基準外繰入】

繰入基準（総務省通知）に該当しない一般会計からの繰入金 財政支援なし。（単費）一般的には単純に収入不足を補填するために繰入される。

#### ※基準外繰入金の問題点

基準外繰入金の原因は、町税を含む一般会計の一般財源であり、仮に下水道事業会計の補填のために繰入られれば、その分、一般会計で支出されるべき社会資本整備費や、社会福祉費などが削られることになる。

※<sup>5</sup>累積欠損金比率 当該年度の営業収益に対する累積欠損金の比率。この比率が高いほど単年度の営業収益に対する累積欠損金の割合が高く、経営が悪化していることを示す。

# 適正な下水道使用料について諮問

## ◎使用料減収と費用拡大の

・町の公共下水道は、供用開始から50年の過渡期を迎え、今後管渠等の施設の更新と維持・管理費の拡大が想定されるなか、使用者の節水志向、人口減少等によって使用料は減収が見込まれ、受益者の負担する額のみをもってその経費を賄うという、公営企業の独立採算制の原則に則り、安定した町下水道事業運営の継続を図るため、審議会において適正な下水道使用料の在り方について諮問し、答申を得ることとする。

### 収益的収支（3条予算）

下水の収集や処理、下水道施設の維持管理にかかる支出と、それに充てる財源の収支です。

#### 【収入】

- ・下水道使用料  
下水の使用量（排水量）に応じて皆さまから頂いている料金
- ・一般会計繰入金（3条分）  
雨水処理に必要な経費に充てるため、税金を財源として町の一般会計から繰入れるお金

#### 【支出】

- ・事務費  
職員の人件費や下水道使用料の徴収委託費等
- ・維持管理費  
施設の電気代や修繕費、除草業務等
- ・下水処理費  
下水を処理している県の処理場への負担金
- ・減価償却費  
整備した施設等の経年による価値低下を費用として計上するもの
- ・支払利息  
施設を整備した際に借り入れた債権の利子

### 資本的収支（4条予算）

下水道施設の整備や大規模な改修にかかる支出と、それに充てる財源の収支です。

#### 【収入】

- ・一般会計繰入金（4条分）  
雨水用施設の建設やその費用に充てるために借入れた債務の償還金について一般会計から繰入れるお金
- ・国庫補助金  
施設の整備費用への国からの補助金
- ・企業債  
施設の整備費用に充てるための借入金

#### 【支出】

- ・建設改良費  
施設の整備や大規模改修、またそれに必要な用地の購入費等
- ・企業債償還金  
借り入れた企業債の償還元金

#### ※資本的収支の特徴

資本的収支の収入については、全て事業費（支出）ありきの収入になります。そのため収支は最大でも±0円にしかならず、また国庫補助金や企業債の対象にならない費用もあるため、必ずマイナス（支出超過）になります。そのため不足分については**収益的収支から補てん**しています。



# 収益的収支の状況

千円

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
<b>収入</b>	<b>355,104</b>	<b>365,767</b>	<b>364,029</b>	<b>355,094</b>	<b>350,039</b>	<b>349,079</b>	<b>346,424</b>	<b>354,675</b>	<b>367,175</b>
下水道使用料	274,962	290,856	303,959	296,672	303,333	305,498	299,598	298,244	253,930
一般会計繰入金	38,073	32,905	17,669	15,711	3,733	0	3,113	2,354	50,959
長期前受金戻入	41,619	41,619	41,974	42,252	42,433	42,932	43,341	43,744	44,065
その他収入	450	387	427	459	540	649	372	10,333	18,221
<b>支出</b>	<b>407,051</b>	<b>383,383</b>	<b>402,782</b>	<b>406,125</b>	<b>396,863</b>	<b>402,360</b>	<b>447,328</b>	<b>433,018</b>	<b>421,241</b>
維持管理費	16,147	14,616	14,759	18,829	18,179	11,764	17,174	20,128	14,926
処理場費	103,922	115,368	112,266	115,045	108,811	122,147	131,620	134,417	132,889
事務費	23,222	18,780	18,416	18,051	18,374	19,205	21,053	22,062	23,141
減価償却費	230,910	205,562	231,546	231,849	232,501	233,274	237,819	239,051	240,818
利息支払	32,253	29,057	25,795	22,351	18,998	15,970	13,242	10,960	9,467
特別損失	597						26,420	6,400	
<b>単年度収支</b>	<b>-51,947</b>	<b>-17,616</b>	<b>-38,753</b>	<b>-51,031</b>	<b>-46,824</b>	<b>-53,281</b>	<b>-100,904</b>	<b>-78,343</b>	<b>-54,066</b>
<b>累計収支</b>	<b>-51,947</b>	<b>-69,563</b>	<b>-108,316</b>	<b>-159,347</b>	<b>-206,171</b>	<b>-259,452</b>	<b>-360,356</b>	<b>-438,699</b>	<b>-492,765</b>

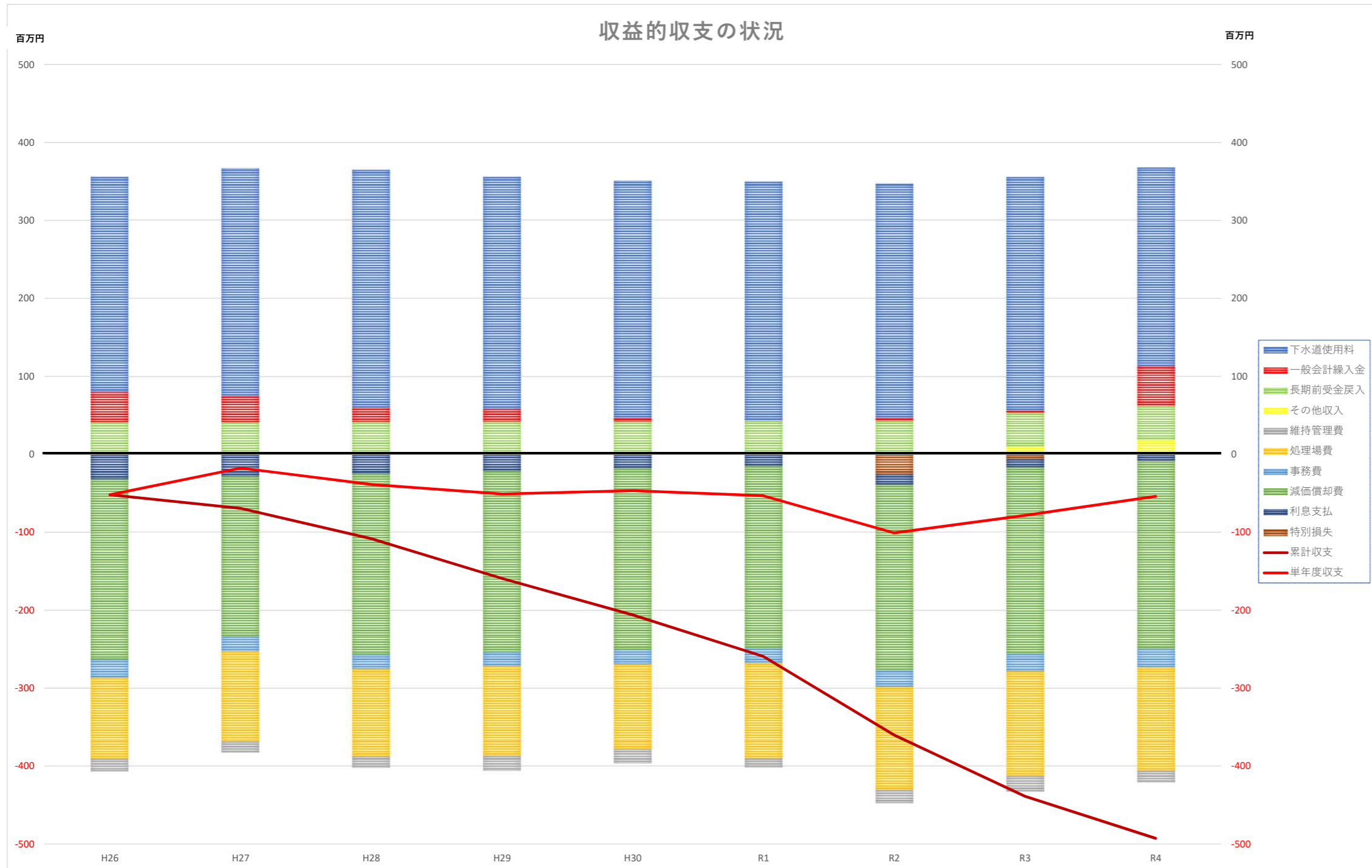
内容

下水道の使用料  
雨水施設の維持管理等について一般会計からの繰入金

各種手数料、預金利息、前年度負担金の精算金等

管渠やマンホールポンプの電気代や修繕費、調整池の除草費  
最終的に汚水を処理している印旛沼流域下水道への維持管理費負担金  
料金徴収委託の委託料や職員の人件費

設備の建設時に借り入れた債務の利子



## 経営指標の状況

### 経常収支比率 総収益/総費用×100

使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。  
100%以上だと単年度収支で黒字、100%を下回ると赤字であるため経営の改善が必要です。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	9か年平均
総収益	355,104	365,767	364,029	355,094	350,039	349,079	346,424	354,675	367,175	
総費用	407,051	383,383	402,782	406,125	396,863	402,360	447,328	433,018	421,241	
経常収支比率	87.24%	95.41%	90.38%	87.43%	88.20%	86.76%	77.44%	81.91%	87.17%	86.88%
不足額	-51,947	-17,616	-38,753	-51,031	-46,824	-53,281	-100,904	-78,343	-54,066	-54,752

経常収支比率の改善（単年度赤字の解消）には約5,500万円の収入増が必要

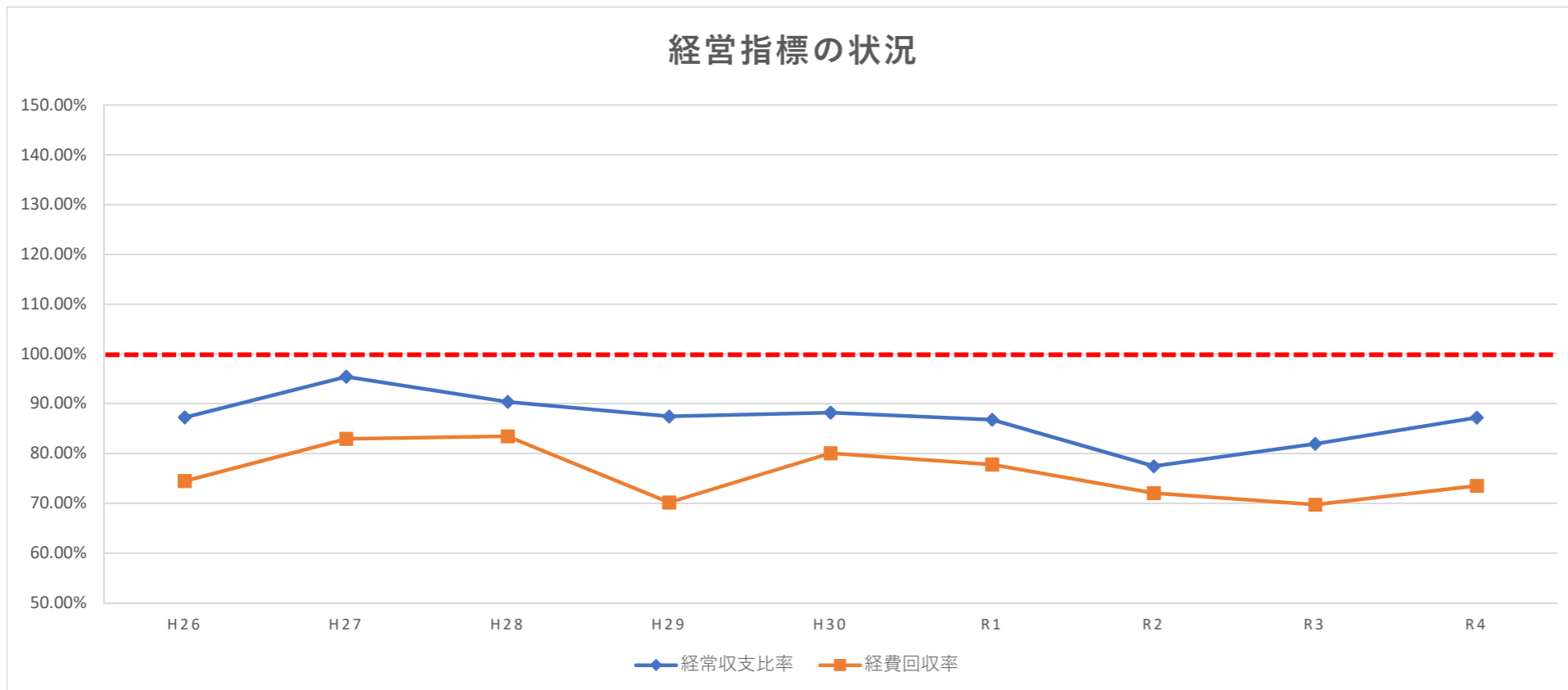
### 経費回収率 下水道使用料/汚水処理経費×100

下水道の使用料収入で回収すべき経費（汚水処理経費）を、どの程度実際の使用料で賄えているかを示す指標です。  
100%を下回っている場合、下水道使用料以外の収入で補填している状況になります。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	9か年平均
下水道使用料	274,962	290,856	303,959	296,672	303,333	305,498	299,598	298,244	304,889	
汚水処理経費	369,278	350,695	364,271	423,006	378,929	392,669	416,013	427,798	414,915	
経費回収率	74.46%	82.94%	83.44%	70.13%	80.05%	77.80%	72.02%	69.72%	73.48%	76.00%
不足額	-94,316	-59,839	-60,312	-126,334	-75,596	-87,171	-116,415	-129,554	-110,026	-95,507

経費回収率の改善（使用料で汚水処理経費を完全に賄う）には約9,500万円の料金増が必要

経営指標の状況



# 資本的収支の状況

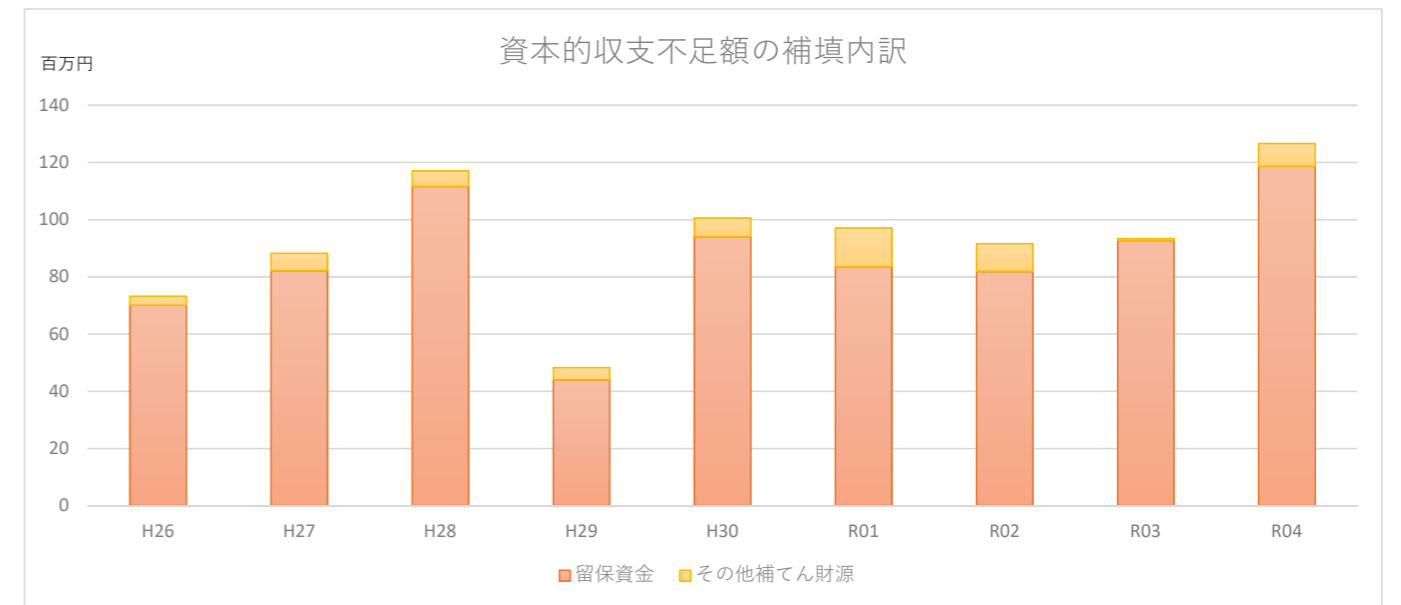
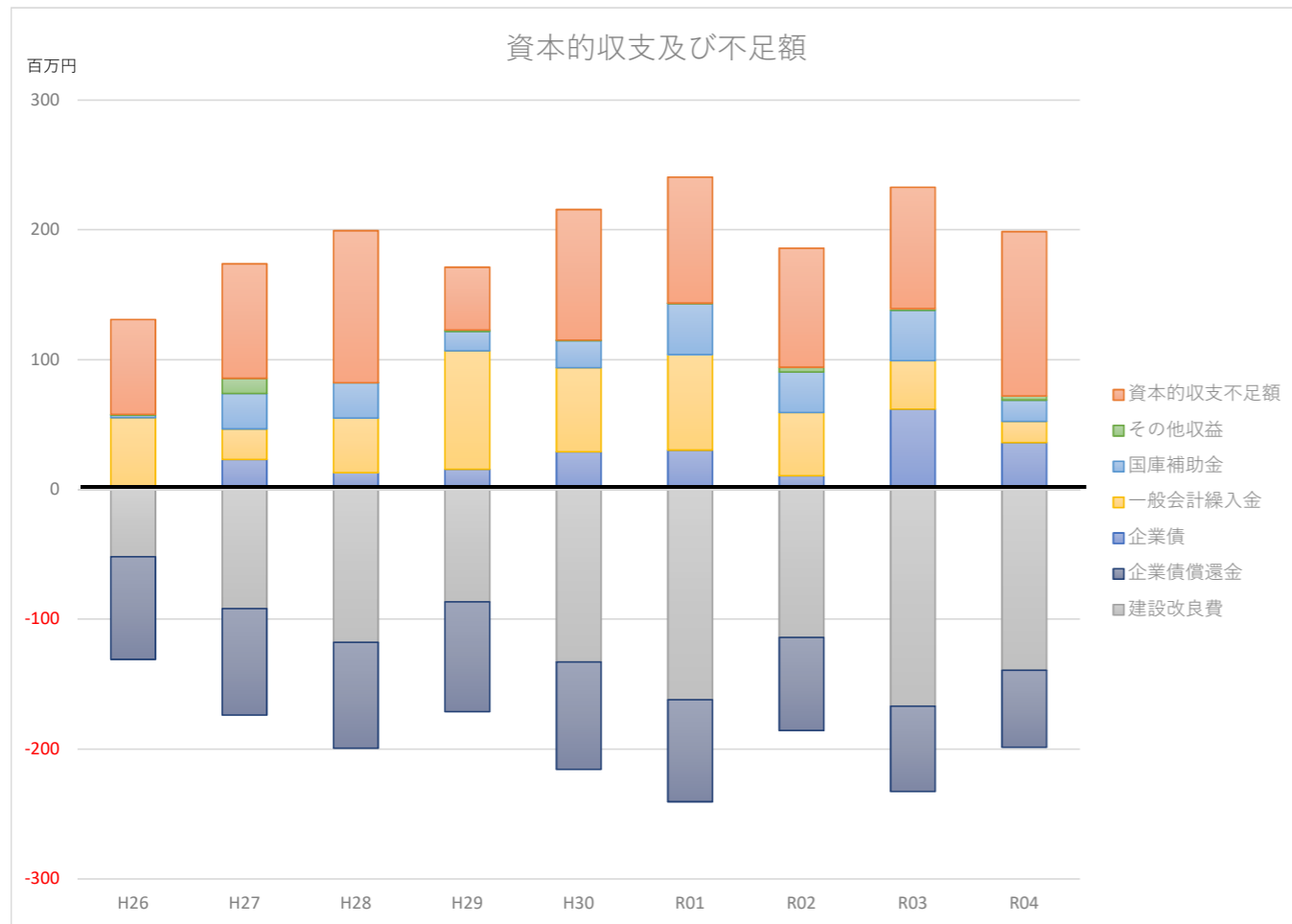
千円

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
収益	57,740	85,600	82,282	122,894	115,105	143,554	94,134	139,367	71,989
企業債	0	23,000	12,900	15,500	28,900	30,300	10,500	61,900	36,000
一般会計繰入金	55,173	23,591	42,078	91,283	64,869	73,613	48,794	37,219	16,405
国庫補助金	2,000	27,280	27,200	15,000	20,850	39,300	31,250	38,957	16,405
その他収益	567	11,729	104	1,111	486	341	3,590	1,291	3,179
支出	130,947	173,799	199,324	171,181	215,660	240,657	185,740	232,732	198,605
建設改良費	51,954	91,839	117,843	86,671	133,031	162,095	114,043	167,019	139,344
企業債償還金	78,993	81,960	81,481	84,510	82,629	78,562	71,697	65,713	59,261
資本的収支不足額	73,207	88,199	117,042	48,287	100,555	97,103	91,606	93,365	126,616
留保資金	70,084	82,129	111,584	44,040	94,036	83,510	81,903	92,681	118,693
その他補てん財源	3,123	6,070	5,458	4,247	6,519	13,593	9,703	684	7,923

## 内容

施設の建設費に充てるために借り入れた企業債  
 雨水施設の建設にかかる一般会計からの繰入金  
 施設の建設費に充てるために受けた国からの補助金  
 下水道事業受益者負担金、工事負担金等

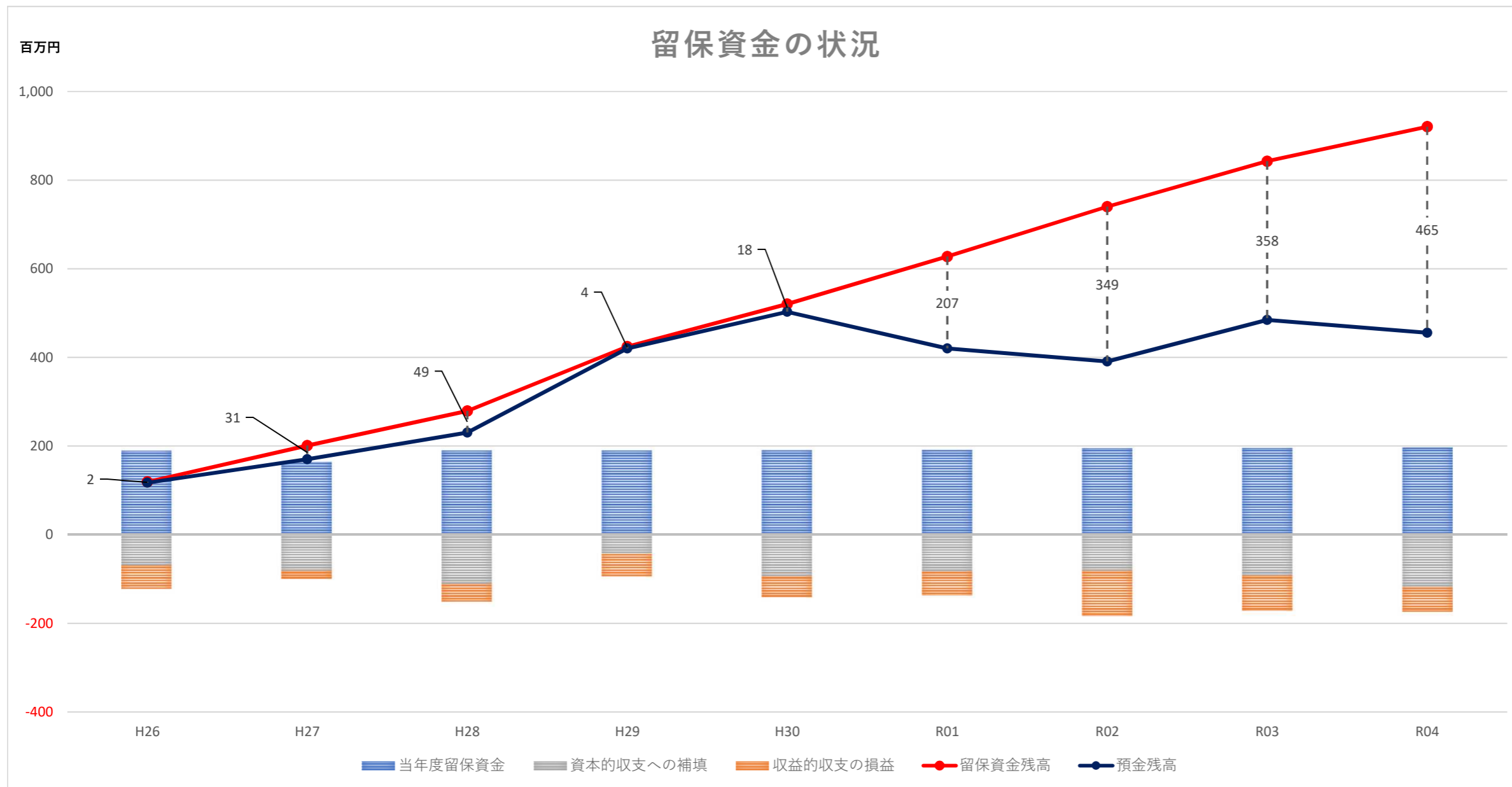
施設の建設に係る工事費、固定資産購入費、事務費等  
 過去に借り入れた企業債の償還元金



# 留保資金の状況

千円

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
留保資金期首残高	0	119,207	201,021	279,009	424,566	520,598	627,430	740,005	842,631
減価償却費	230,910	205,562	231,546	231,849	232,501	233,274	237,819	239,051	240,818
長期前受金戻入	41,619	41,619	41,974	42,252	42,433	42,932	43,341	43,744	44,065
<b>当年度留保資金</b>	<b>189,291</b>	<b>163,943</b>	<b>189,572</b>	<b>189,597</b>	<b>190,068</b>	<b>190,342</b>	<b>194,478</b>	<b>195,307</b>	<b>196,753</b>
資本的収支への補填	70,084	82,129	111,584	44,040	94,036	83,510	81,903	92,681	118,693
<b>留保資金残高</b>	<b>119,207</b>	<b>201,021</b>	<b>279,009</b>	<b>424,566</b>	<b>520,598</b>	<b>627,430</b>	<b>740,005</b>	<b>842,631</b>	<b>920,691</b>
収益的収支の損益	-51,946	-17,616	-38,910	-51,030	-46,824	-53,281	-100,905	-78,555	-54,066
その他の資金増減	53,853	48,511	87,598	55,182	64,551	260,478	449,781	436,662	519,128
<b>預金残高</b>	<b>117,300</b>	<b>170,126</b>	<b>230,321</b>	<b>420,414</b>	<b>502,871</b>	<b>420,233</b>	<b>391,129</b>	<b>484,524</b>	<b>455,629</b>
留保資金と預金の残高比較	1,907	30,895	48,688	4,152	17,727	207,197	348,876	358,107	465,062



## その他支出にかかる懸念事項

### 電気料金の高騰

令和4年度からマンホールポンプ等にかかる電気代が大幅に高騰しています。下表は令和3年度と4年度の比較ですが料金が約36万円、率で10.45%の増となっており令和5年度の決算見込みも令和4年度と同等を見込んでいます。

また、下水道事業で使用している電気代の高騰以外にも、料金の高騰に伴う材料費の値上げ等の影響から、事業費の増加が懸念されます。

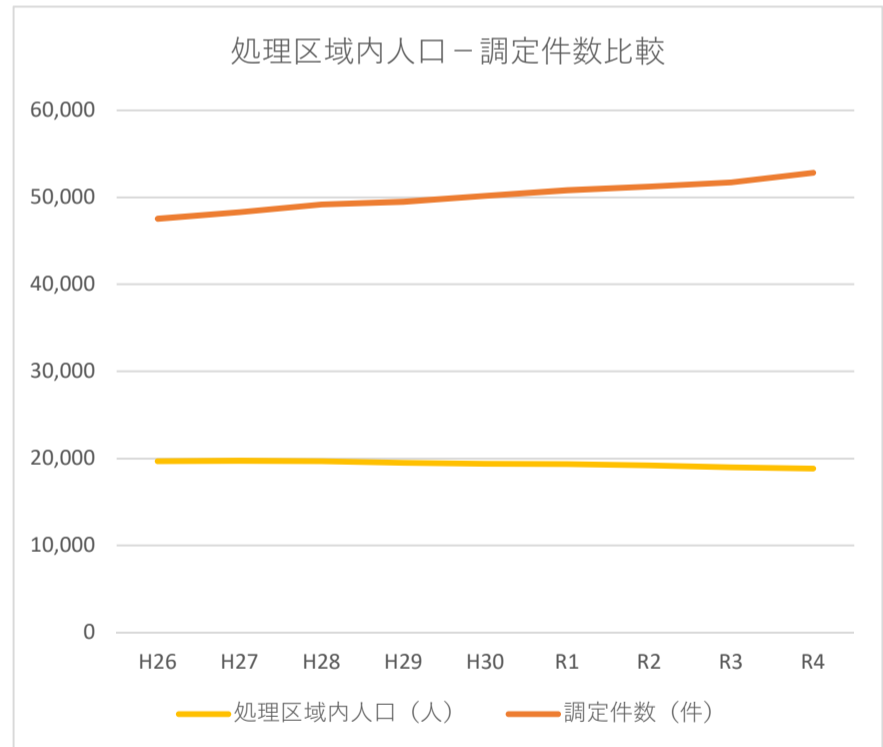
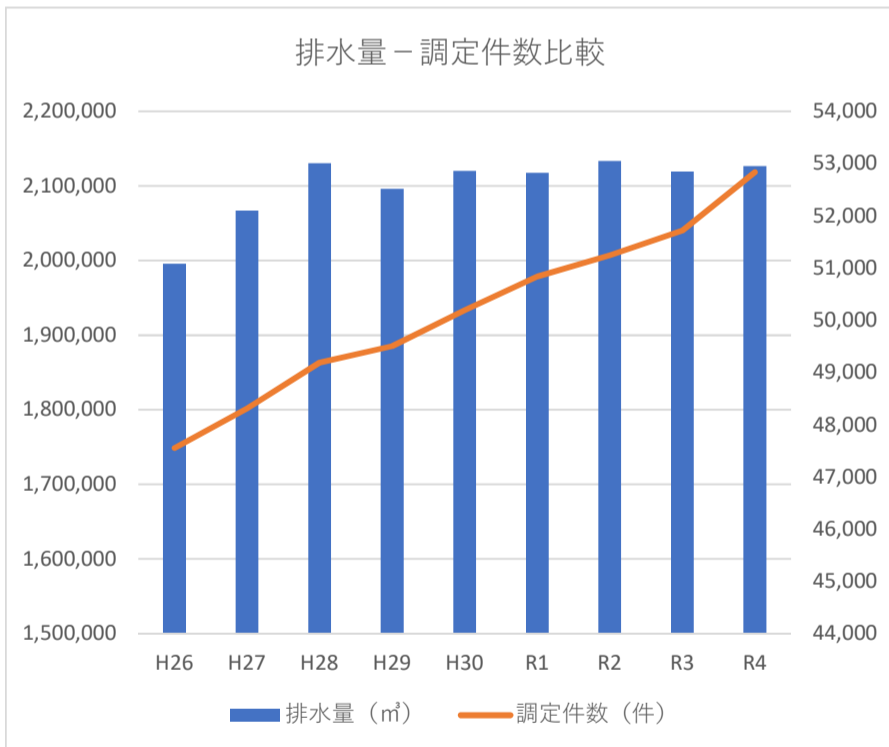
#### 電気料金比較 (円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
令和3年度	263,140	267,726	264,191	294,696	301,996	292,868	
令和4年度	311,182	325,530	312,287	316,302	339,403	316,848	
増減	48,042	57,804	48,096	21,606	37,407	23,980	
増減率	18.26%	21.59%	18.21%	7.33%	12.39%	8.19%	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度	271,179	288,632	295,180	293,711	299,747	307,919	3,440,985
令和4年度	330,028	319,266	321,973	338,689	280,972	287,976	3,800,456
増減	58,849	30,634	26,793	44,978	-18,775	-19,943	359,471
増減率	21.70%	10.61%	9.08%	15.31%	-6.26%	-6.48%	10.45%

### 下水道料金徴収業務委託料 (事務費の増)

下水道料金の徴収業務委託については、月々の検針・調定の件数1件あたりの単価で料金が決定されています。そのため件数が増加するとその分委託料も増額することとなります。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
調定件数 (件)	47,552	48,305	49,190	49,504	50,194	50,838	51,244	51,718	52,836
排水量 (m <sup>3</sup> )	1,995,766	2,067,333	2,130,633	2,096,460	2,119,978	2,117,706	2,133,623	2,119,278	2,126,957
処理区域内人口 (人)	19,652	19,734	19,656	19,493	19,368	19,360	19,213	18,981	18,824



### 印旛沼流域下水道維持管理費負担金 (処理場費) の増

当町から出る汚水については、最終的には千葉市にある県下水道公社の下水処理場で処理しています。そのため汚水量に応じて負担金を支払っているところですが、その負担金の単価が令和7年度に改定される予定です。

改定後の料金については、電気料金の高騰や修繕の増加等の理由により増額となると見込まれています。

#### 負担金単価 (円/m<sup>3</sup>)

	H21～H25	H26～R01	R02～R06	R07～R11
印旛沼流域下水道	50.0	55.0	59.2	
手賀沼流域下水道	56.3	62.2	64.1	未定
江戸川左岸流域下水道	53.8	60.4	63.4	

### 【下水道使用料改定の方針】

今後、年度末までに示される審議会からの答申内容に基づき、下記事項に留意して令和6年度6月を目途に使用料改定方針をまとめます。

公営企業法の独立採算制の基本原則に則り適正な使用料改定を実施するための目標値を設定し、町下水道事業経営戦略(2022～2051年度)に基づき、令和15年度の単年度収支の黒字化、令和22年度の累積赤字の解消を目指します。また、使用料の改定にあたっては、家計への負担を考慮して段階的な改定を前提とし、初回を令和7年度に行い、以降、令和12年度と令和17年度と5年ごとに複数回行うことを想定します。

なお、2回目以降は、町内の企業誘致の状況や、人口動態、社会情勢等を見極めて改定するものとします。

※、初回の改定スケジュール(案)について、別紙のとおりお示しします。

参考：現在の使用料(2か月につき)

税込み金額

区分	汚水量	使用料
基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	1782.0円
超過使用料	21 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	(1 m <sup>3</sup> ごと) 137.5円
	41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	148.5円
	61 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	159.5円
	101 m <sup>3</sup> ～ 200 m <sup>3</sup>	192.5円
	201 m <sup>3</sup> ～ 1000 m <sup>3</sup>	236.5円
	1001 m <sup>3</sup> 以上	280.5円

### 【今後の取り組み】

使用料の改定に伴い、事業の計画的な見直しを図り収支バランスを整えるため、以下の事項に取り組みます。

- ① 下水道計画区域を見直し、適正な投資と抑制に努めます。
- ② 印旛沼流域下水道の負担金の見直しや事業支援について千葉県に要請する要望活動を行います。
- ③ 既存施設の老朽化調査を実施し、適切な維持管理のもと施設の長寿命化に努めます。
- ④ 下水道台帳の電子化を行い事務の効率化を図ります。
- ⑤ 経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。
- ⑥ 定期的に使用料の水準について検証を行い、経営改善のための必要な対応を行います。

## 作業スケジュール（案）について

- 令和5年10月 上下水道事業運営審議会に「適正な下水道使用料の在り方」について諮問書の提出
- 令和5年10月～ 諮問内容の審議会を招集
- 令和6年2月 上下水道事業運営審議会より答申を受ける。
- 令和6年3月 議会に「適正な下水道使用料の在り方」の答申内容を報告
- 令和6年4月～ 下水道使用料の改定方針の策定及び改定使用料の試算作業
- 令和6年6月 議会に下水道使用料の改定方針を報告
- 令和6年7月 上下水道事業運営審議会に改定使用料の案を上程
- 令和6年9月 議会に使用料改定に伴う条例の一部改正案を上程
- 令和6年9月～ 周知期間（回覧、リーフレット作成、HP、予告状送付等）
- 令和7年4月 一部改正条例の施行（改正使用料の適用実施）